

# 第1章 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の実施期日

令和元年5月1日現在

## 3 調査の対象

都道府県及び市町村(特別区、一部事務組合、共同設置及び広域連合を含む。以下同じ。)の教育委員会

教育委員会数(令和元年5月1日現在)

都道府県教育委員会	47
市町村教育委員会	1,809
市 教 育 委 員 会	792
特 別 区 教 育 委 員 会	23
町 教 育 委 員 会	739
村 教 育 委 員 会	182
一部事務組合教育委員会 (注1)	70
共同設置教育委員会 (注2)	1
広域連合教育委員会 (注3)	2

(注1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項の規定に基づき、事務の一部を共同処理するために設けられた一部事務組合において、当該組合が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条に規定する事務を処理することから設置されている教育委員会。

(注2) 地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、普通地方公共団体が共同して設置する教育委員会。

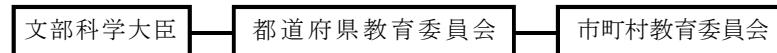
(注3) 地方自治法第284条第3項に基づき、事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設けられた広域連合において、当該組合が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定する事務を処理することから設置されている教育委員会。

## 4 調査事項

- 教育委員会の類型
- 教育委員の性別、年齢、職業、履歴及び報酬等
- 教育長の性別、年齢、職業、履歴及び報酬等
- 事務局の本務職員数

## 5 調査方法

- 調査系統



- 調査票の配布及び提出

- (1) 文部科学大臣は、調査系統に従って調査票を配布する。
- (2) 市町村教育委員会は、都道府県教育委員会の指定した期日までに調査票を都道府県教育委員会に提出する。
- (3) 都道府県教育委員会は、市町村教育委員会から提出された調査票及び自ら作成した調査票を令和元年7月1日までに文部科学大臣に提出する。